

## 第4回 風連町・名寄市合併協議会

日 時 平成16年11月9日(火) 13:30

会 場 風連町福祉センター大ホール

### 1. 開 会

石王事務局長：皆さん、こんにちは。

ご案内の時間となりましたので、ただいまより第4回風連町・名寄市合併協議会を開催いたします。

本日の会議に風連町の上口委員、名寄市の黒井委員、太田委員が欠席という連絡を受けております。尚、名寄市の山崎委員、中島委員、斉藤委員につきましては、若干遅れるという連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

尚、本日の会議は当協議会規約第9条第2項に定める成立定数を満たしておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、初めに、島会長よりご挨拶を申し上げます。

### 2. 委員長挨拶

島会長：会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、去る10月24日に行われました名寄市長の選挙で、再び市長の重責を担うことになりました。従いまして、本協議会の本日の会議も引き続いて進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

時節柄、大変お忙しい中を委員の皆様にご出席をいただき、また第3回目から第4回目までの間の多くの小委員会に課題が山積をしておりましたけれども、終始この協議をまとめるための熱意を持って今日まで進めていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

今日はこれらの経過について、ご報告をそれぞれの委員長さんからいただきながら、本協議会でまとめていかなばならない事項等について、鋭意協議をお願いしたいと、このように思うところでございます。委員の皆様方のご協力をお願いを申し上げまして、簡単でございますが、開会のご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

石王事務局長：ありがとうございました。

### 3. 議 事

石王事務局長：引き続き、議事に入りたいと思います。

会議の議長には、協議会規約第9条第1項の規定によりまして、島会長が行いますので、よろしくお願いいたします。

島会長：それでは、本日の会議を進めさせていただきますが、最初に議事録署名委員の指名をさせていただきます。署名委員には東 千春委員、林 正博委員、お2人に指名をさせていただきます。お手数ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて報告事項1番目、活動経過についてを議題といたします。  
事務局、お願いいたします。

中西事務局次長：事務局の中西です。

報告第1号 活動の経過ということでございますので、報告書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

8月11日の第3回の協議会から若干日にちがございましたけれども、ここに記載のとおり各種会議が開かれております。

先ず、運営小委員会でございますけれども、第1回の小委員会を11月2日、風連町役場で行っております。基本項目等検討小委員会の協議未了事項についてを議題としております。

新市建設計画小委員会でございますが、こちらは都合3回開かれてございます。新市建設計画小委員会の懇談会の取りまとめ、それから財政推計、新市建設計画等についてを議題にして会議を行ったところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っておりますが、基本項目等検討小委員会でございますが、こちらは第8回から第15回まで都合8回の会議が開かれました。合併特例法に定める協議項目、その他必要な協議項目、基本的協議項目等々について活発な議論が行われたところでございます。こちらにつきましては、昨日で一応会議の結論を見たところでございます。

5ページになりますけれども、自治組織検討委員会でございます。新市建設計画小委員会から5名、基本項目等検討小委員会から5名、それから幹事長、副幹事長を加えまして、都合12名の委員で会議を持ってございまして、3回の委員会を開きました。こちらでは合併特例区の設置及び規約についてということと、自治区の取扱いについてを議題としたところでございます。

5ページの下の方になります。5番目、小委員会の懇談会ということでございますけれども、新市建設計画小委員会の懇談会は、この期間に対しましては3回開かれてございます。

それから、めくっていただきまして6ページになりますが、運営小委員会は(4)、(5)といたしまして、2回運営小委員会の懇談会が開かれてございます。

6番目の幹事会・事務局会議でございますが、こちらは第5回から第11回まで、都合7回開かれてございまして、各小委員会や合併協議会の開催及び運営状況を議題として行ってございます。

7ページになりますが、住民説明会を8月23日から28日まで、風連町6会場、名寄市6会場で行ってございます。合併までのスケジュール、協議項目、新市の将来構想、地域自治組織の概要等について、住民の皆さんにご説明を申し上げたところでございます。

8番目の専門部会でございますが、5つの専門部会を開催いたしまして、事務事業の一元化について細かい調整を行ってございます。

9番目、広報その他でございますが、10月21日に都市計画の意見交換会が行われましたけれども、ここに2名を出席させております。あと広報ということで、協議会だよりを9、10、11月と、都合3回この期間内に発行しているところでございます。経過報告については以上でございます。

島会長：ただいま、第3回合併協議会以降の活動について、経過報告を事務局からいただきました。

これらの内容について、何かご質問等がございましたら、お出しをいただきたいと思えます。

(「なし」の声あり)

島会長：ご発言がないようでございますので、次に進ませていただきます。

報告第2号 新市建設計画小委員会の活動報告について、堀江委員長さんの方からご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

堀江委員長：ご苦労さまでございます。堀江でございます。

8月11日開催の第3回協議会以降、新市建設計画小委員会で協議してまいりました内容と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

8ページの報告第2号に協議内容を記載してございます。

会議は10月8日開催の第6回から、11月3日開催の第8回小委員会におきまして、さきに策定の将来構想、各市町の総合計画等の関係計画、更には9ページに記載してございます5回にわたる懇談会協議を踏まえまして、財政推計にかかわる協議を行い、本日協議に付されます新市建設計画案について審議を重ねてまいりました。8ページに記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

特に財政推計については、国の三位一体の改革や、財政事情、更には激変の最中において一定の議論が展開され、新市になってから実施する事業の計画上での熟度や実施上の取扱い、財源確保を含めた財政運用、または総合計画策定時までの事業展開等、懸念される意見もありました。

小委員会では、10ページのとおり、委員長報告として建設計画にかかわる財政推計の意見を付すことといたしました。内容につきまして朗読し、報告にかえさせていただきます。

1. 合併後10年間の財政シミュレーションは、現段階における長期的推計を基本に積算されたものと解し、新市の行政執行に当たっては、継続的な行財政改革をもって臨むこと。
2. 合併特例法の適用期間終了後の財政運営を考慮し、期間中に新市としての財政基盤を

確立させるため、基金の取り崩しは慎重に行うこと。

- 3 .地方交付税(これは臨時財政対策債も含みます)をはじめとする三位一体の改革など、不確定要素にかかわる事項につきましては情報収集に努め、財政運営(計画でございます)は適切な見通しと見直しによって当たること。
- 4 .地方税の収納率は比較的高く推移してございますが、更に税・負担金・使用料・手数料等の収納向上に努力するなど、自主財源の確保に努めること。
- 5 .合併特例債は、新市建設の趣旨に沿って適用するとともに、事業の必要性を鑑み厳選して有効に活用すること。
- 6 .建設計画に基づく施策事業の実施については、新市総合計画の策定前においても適宜ローリングをもって当たること。
- 7 .新市がスタートし総合計画の実施計画策定までの間、双方が予定していた施策事業の実施に当たっては、緊急及び必要度合いの高いものであっても、合併前から2市町間において十分調整を図って臨むこと。

以上が付託した意見でございます。財政計画の基盤となすことを確認をしたところでございます。

更に、建設計画では、2市町の総合計画実施計画や、過疎計画、更には合併により整備を要する電算と主な事業について一定の押さえを行い、別紙配付の計画書に自治基本条例の制定、自治体を踏まえた文言整理など、一部修正をし、ほぼ原案どおり決定したところでございます。

特に、短期間での策定となり、更には住民意向を踏まえての十分な審議には残念ながら至りませんでした。新市で策定することになる総合計画は、両市町の策定経過から、住民手づくりが踏襲されるものと考えられます。

小委員会の中では、新市のまちづくりに対し、委員がそれぞれの領域や場面において、積極的に問われることを確認し、結審したところでございます。

以上を申し上げ、委員会報告とさせていただきます。

島会長：ありがとうございました。

堀江新市建設計画小委員長からの報告がございましたけれども、これらの内容について、何かご質問等がございましたら、お出しを願います。

(「なし」の声あり)

島会長：新市建設計画につきましては、後程また提案がございます。そちらの方でお気づきの点があればお出しをいただくということで、ただいまの報告を受けとめさせていただいて、次に進むことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

島会長：はい、ありがとうございます。

それでは、次、報告第3号 自治組織検討委員会の協議経過について、川村委員長から報告をお願いいたします。

川村委員長：ご苦労さまでございます。自治組織検討委員会の川村でございます。

8月11日の第3回協議会におきまして、将来の自治の姿などを検討課題とした新市建設計画小委員会、地域審議会及び地域自治組織を協議項目とする基本項目等検討小委員会、それぞれが自治組織検討に関係することから、協議会規則第11条第1項の規定に基づきまして、10名による当委員会が設立され、自治組織の設置、2市町が選択した自治区の設計内容について審議をいたしました。その内容と結果について、ご報告申し上げます。

報告書の11ページの報告第3号に、協議内容が記載されておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

第1回目の会議は、8月16日から10月29日の第3回までの会議の開催状況や概要については記載のとおりでございます。委員会では合併協議会設置に向けた両首長の確認事項に沿って、それぞれが考えた制度を中心に協議を重ねてきたところであります。

特に、合併特例区の設置につきましては、合併協議で規約を定めることが規定されている一方、地方自治法上の自治区は、合併後条例で設置することになりますので、設置及び協議の緩急の度合いもありますが、新市で定める予定の仮称自治基本条例で自治のあるべき姿を追及することとなっていることに合わせまして、改めて自治組織がつくられていくものと考えているところでございます。

委員会の確認事項につきましては、報告書12ページから14ページに記載のとおりでございます。ここで読み上げてご説明にかえたいと思っておりますが、報告書の12ページをお開きいただきたいと思っております。

自治組織の取扱いについて。

風連町及び名寄市区域に設置する地域自治組織について、合併前の風連町に合併特例法による「合併特例区」、合併前の名寄市に地方自治法における「地域自治区」を設置することとした「風連町・名寄市合併協議会設置に向けた基本的考え方」、3月20日に風連町長と名寄市長の確認事項でございますが、これをもとに、下記のとおり協議し決定したということでございます。

以下、基本的事項の確認についてでございます。

1. 合併特例区規約(案)については、政令公布前であっても、平成16年5月26日公布の改正合併法を基本に作成すること。

2. 規約に盛り込む合併特例区が行う事務事業、管理する施設は、法令等で基礎自治体(新市)が行うことが規定及び義務づけられている事務事業を除きまして、事務事業の一元化調整を踏まえるとともに、地域的・効率的・合理性などを考慮し登載すること。ただし、登載した事務事業につきましては、必要に応じて新市事業への移行、変更及び廃止すること。ま

た新たに登載する場合もあることといたしております。

3 番目、規約については、政令等の内容によって変更もあり得ることとしております。

4 番目には、自治区の取扱いと新市との関係整備については、以下のとおりとすることとしております。

(1)では、名寄市区域に設置する自治区は、現段階で小学校区を基本に設置することとするが、合併前の名寄市の市民及び住民組織の意見等を十分に踏まえ、新しい自治の姿(自治基本条例〔仮称〕など新市関係条例・総合計画等)と整合させるとともに、住民・関係団体等との合意形成を十分に図ること。

(2)として、風連町の合併特例区が自治区に移行するに際しては、先に設置となる旧名寄市の自治区機能等に旧風連町の地域特性及び実情を加味しながら、段階的に調整していくものとしております。双方の地域自治組織は合併前の地域振興、課題整理を図りつつ、新市における一体感醸成のためにそれぞれ努力することといたしております。

(3)でございますが、地域自治組織の機能等につきましては、新市の行政機能と十分に整合させるとともに、効率性・機能性を有したものとすることとしております。

3 つ目に、合併特例区の設置に関する協議案及び規約案についてでございます。

合併特例区の設置に係る協議及び規約は、次のとおりとする。

ただし、規約に関して変更を要する事項が生じた場合は、前記1の確認事項のとおり取り扱うものとしております。

合併特例区の設置に関する協議につきまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の8及び第5条の10に規定する合併関係市町村の協議により、定めを要する事項及びその他必要な事項について、下記のとおり定める。

まず、合併特例区の設置及び期間でございますが、

1.法第5条の8第1項の規定に基づき、合併の日から5年間、風連町の区域(合併前に風連町の区域であった区域)に合併特例区を設置する。

(合併特例区の規約)

2.法の定めにより、別紙のとおり規約を定める。これは後程協議第4号として提案される中身でございます。後程説明をすることとしております。

(合併特例区の庶務)

合併特例区の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

委任としまして、この協議書・規約に定めるもののほか、合併特例区に関する必要な事項は規則で定めるとしております。

(規約の施行)

第5条 規約は合併の日から施行する。

規則で定める事項につきましては、合併特例区の休日、財務及び会計、報酬及び費用弁償とすることとしております。

1枚めくっていただきまして、こちらの方には合併特例区の行う事務(規約に定める事項)

について、そこに一覧表にしておりまして、特例区が行う事務事業というふうな内容になっております。

このうち丸を付けた事項につきましては、現段階で特例区の事業として載せていこうと予定しているものでございます。中身の朗読は省略をさせていただきます、以上で自治組織検討委員会の委員長報告とさせていただきます。

島会長：ありがとうございました。

ただいまの委員長報告について、ご質問がございましたら、お出しをいただきたいと存じます。

(「なし」の声あり)

島会長：合併特例区の取扱いにつきましては、後程協議第4号でまた提案がございますので、次に進めることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

島会長：はい、ありがとうございます。

それでは、次に報告第4号 基本項目等検討小委員会の協議経過について、福光委員長から説明をお願いいたします。

福光委員長：福光でございます。大変ご苦労さまでございます。

私からは、第3回の合併協議会開催以降、開催されました基本項目等検討小委員会の協議について報告をさせていただきます。

お手元の報告書の15ページから19ページをご覧になっていただきたいと思います、20項目にわたって協議をさせていただきました。

5月12日に提案がありました新市の名称については、多くの協議項目が終えてから決定しようという委員間の合意のもとに、昨日開催されました第15回の検討小委員会で最終的な決定を見ました。

新市の名称につきましては、風連町の委員の皆様や町民の皆様方のご理解をいただいて、名寄市とするということに決定をさせていただきました。

更に、事務所の位置につきましても、5月12日に提案がありましたけれども、この新市の名称と一緒に協議するというにしまして、昨日の会議で、事務所の位置については、現名寄市の庁舎の位置にするということに決定をさせていただきました。

その報告書の基本的協議項目のA-4、事務所の位置の最後のところに、当面主な部を風連庁舎2部、名寄庁舎3部に配置することで調整したとなっております、これは17ページにあります事務機構及び組織の取扱いのところを検討されたものでございます。

更に、地域審議会及び地域自治組織の取扱いについては、先程、川村委員長からご報告の

ありました自治組織検討小委員会の方で検討されまして、それを追認する形で私どもの小委員会では、補完しなければならない部分について調整を行わせていただきました。

更に、農業委員会の定数及び任期の取扱いについては、一応両市町の農業委員会の方々に一定程度この問題についてはお預けをさせていただいて、検討していただきました。その結果、両農業委員会の合意事項に基づいて調整を図ったところでございます。

一般職員の身分の取扱いについては、記載のとおりでございます。

一部事務組合等の取扱いについても、それぞれ新設合併の場合はすべての関係市町村の法人格が消滅するという一方で、廃止、脱退、再加入、契約などなど、合併時における取扱いについて調整していく必要があるということで、そうした一部加入先の調整が必要であるということから、協議を行ったところでございます。

地方税の取扱いについては、協議8号のとおり、小委員会として調整をさせていただきました。調整・統一を行うための協議を行い、税収入は自主財源として市民サービスを支える根幹であることから、より慎重な協議を進めさせていただきました。

その他、特別職の身分の取扱い、或いは条例・規則の取扱いについては、それぞれ9号、10号のとおり調整をさせていただきました。

事務機構及び組織の取扱いについては、先程、事務所の位置のところで報告いたしました。名寄庁舎3部、風連庁舎2部ということで合意をいたしましたけれども、風連町の委員の皆様方からは、経済部或いは福祉、教育という分野の部を配置していただくようにという意見が出されましたことをつけ加えておきます。

町・字の区域及び名称の取扱い、慣行の取扱い、更には国民健康保険事業の取扱い、介護保険事業の取扱い、病院・診療所の取扱い、公共的団体等の取扱い、使用料手数料の取扱い、分担金・負担金・補助金・交付金の取扱い、公社・第三セクターの取扱いなどなど、これらについてそれぞれ14号から20号までのとおり小委員会として調整をさせていただきました。

最後の各種事務事業の取扱いでございますが、これについてはかなりの議論がありまして、ここに記載されておるとおり、しらかばハイツが社会福祉事業団等へ移行する過程に当たっては、当該職員の意向に十分配慮すること、新市においては官民それぞれが担うべき役割を明確にし、可能なものはNPOや民間などに移行すること。また、行政全般にわたり一層の行財政改革を求める意見が出されました。

これと同時に、保育所の問題も出されまして、今、風連町と名寄市とで行っている保育行政のあり方については若干形態が異なっているために、風連町の委員からは、名寄市の公立保育園のあり方について、民間活力の導入など、十分検討するよう求められたところでございます。

以上、20項目にわたって協議を重ね、合意を見たところでございます。

以上、基本項目等検討小委員会の協議事項につきまして、ご報告とかえさせていただきます。

島会長：ありがとうございました。

ただいまの福光基本項目等検討小委員会委員長からの報告内容につきまして、ご質問等があればお出しを願います。

(「なし」の声あり)

島会長：別段、ご発言がないようでございますので、次の日程に進めることでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

島会長：それでは、次に進めさせていただきます。

協議事項に移らせていただきます。

協議事項につきましては、協議第1号から協議第22号まで、大変多くの項目がございますが、関連等がございますので、協議第1号から協議第21号まで、一括して事務局から説明をしていただきまして、あと1号ごとに審議をすると、このような取扱いで進めたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

島会長：それでは、事務局から順次、協議事項の提案説明をお願いいたします。

久保事務局参事：事務局の久保であります。

協議第1号 新市建設計画(案)についてご提案申し上げたいと思います。

事前にお手元の方に配付をさせていただきました計画書の冊子により説明をさせていただきますと思います。冊子の方をお開きいただきたいと思います。

まず、目次を見ていただきたいと思いますが、この計画書の構成につきましては、第1章の「はじめに」から、次ページ末尾の財政計画まで、59ページまでの7章編成でございます。特に第1章から第3章まで、新市将来構想から引用したものであります。時間の関係もありますので、重複しているものについては省略をし、新たに文言等を整理したもの等について、第4章から第7章まで、要点を絞って説明するという考え方で説明をさせていただきますと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページには、計画策定の方針について触れております。1番目の計画の趣旨であります。本計画は、「市町村合併の特例に関する法律」略して合併特例法と称しますけれども、第5条に基づく法定計画として作成するものです。

また、先に将来構想を策定いたしました。これは基本方針と読みかえます。これに基づく建設計画として策定し、2市町の速やかな一体感を促進し、地域の均衡ある発展と住民福

祉の向上を図るための方策を示すものということでもあります。

尚、この新市のまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する総合計画の基本構想や基本計画に委ねるというものであります。

次に、計画の構成でありますけれども、かぎ括弧の中に記載しております「基本方針」、「新市の施策」、「公共的施設の適正配置と整備」、「北海道事業」、「財政計画」を中心として構成しているということでもあります。呼称といたしましては新市建設計画というものであります。

3番目の計画の期間でありますけれども、合併後10年間について定めるというものであります。

4番目の行財政運営の方針でありますけれども、公共施設の整備、或いは財政計画については、後程、説明をさせていただきたいと思っております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。

8ページには、新市の概要ということで触れておまして、二重線の四角の中に合併後の姿について触れております。簡略に説明させていただきたいと思っております。

新市は、南北に約35キロメートル、東西に約30キロメートルの四角形に近い形ということで、7ページの方の右側の隅の方に形が載っておりますが、特に明治32年の開拓以来、交通の要衝として発展しております。

農業を基幹産業とするという一方、第3次の産業比率が70%でございます。特に地方・地域センター病院の市立病院を中心とした医療体制が充実され、或いは短期大学の4大化を初めとする医療・福祉・教育などのさらなる充実を目指し、人や自然・環境に優しく、生活と生産の調和したまちづくりが展開されているということで、概要について触れております。

次に、30ページをお開きいただきたいと思っております。

30ページからは、新市の施策ということでそれぞれ記載をさせていただいております。特にこの30ページの第4章、新市の施策ということでありますが、これにつきましては19ページを恐縮ですが開いていただきたいと思っております。

19ページには、将来構想の将来像実現のための5つの施策ということでそれぞれ記載されておりますが、これを単位といたしまして、項目化したものであります。

尚、20ページから21ページ、それぞれ見ていただきたいと思っておりますが、四角の中で囲んでいる主要な施策というものがあろうかと思っておりますが、これを単位にそれぞれ細項目化して、この30ページ以降で説明をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、合わせて23ページから25ページの方に記載されております、これは将来構想のときの重点プロジェクトでありますけれども、このプロジェクトにつきましては、この実施の中の主要な事業の中に組み入れていることとしております。

また合わせて、この主要な事業につきましては、双方の総合計画等からの事業も引用して

いるということをご理解をいただきたいと思います。

前段の説明は以上にいたしまして、早速施策の内容について説明をさせていただきたいと思います。

尚、説明ですけれども、ページが行ったり来たりしますので、その点についてはご容赦をいただきたいと思います。

先ず、31ページの「住んでよかったと思えるまち - 住民自治・地域自治組織の確立 - 」ということでありまして、1番目の自立する住民自治・地域自治組織の確立ということであります。

先程、堀江委員長の方からも報告があったように、下から3行目のところに記載されております地域自治組織の導入により、分権型の合併を推進し、地域主権の確立を目指し、自治基本条例(仮称)を制定して、地域の運営が自立的に営まれる新しい自治の姿を追及していきますとして、特に32ページの主要な施策の二重線で囲んだところに、自治基本条例の制定と記載しています。この文については建設小委員会の中で補強された文言であります。

次に、31ページの(2)コミュニティ活動の推進ということで、ここでは魅力ある地域づくりの一層の展開、特色ある活動や個性あるコミュニティづくり等に対する支援体制の整備を進めるというものであります。

これらのことを実施するための主要な事業として、32ページの方でそれぞれ主要な事業ということに記載されておりますけれども、先程の(1)の自立する住民自治等々の主要な事業として、この5本それぞれ丸を付した事業を記載したものが載っておりますので、ご参照いただきたいと思います。

(2)のコミュニティ活動の推進につきましては、コミュニティ組織の確立のほか2事業について触れております。

恐縮ですけれども、31ページの(3)人権尊重・男女共同参画社会の形成ということで、ここでは人権尊重に係る人権教育や啓発活動を積極的に推進するとともに、男女共同参画社会の形成に努めるということに触れております。

32ページの四角の中の(3)のところに2事業記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、32ページの(4)、上の方ですけれども、住民と行政との連携強化ということで、市民と行政のパートナーシップを確立し、協働のまちづくりが進められるようにということで、施策といたしましては、広報・広聴機能の整備、情報公開の推進や個人情報保護、まちづくりに関する学習機会の提供等に努めるというものと、下段の方の説明でありますけれども、まちづくり団体やグループ、NPOの活動の育成・支援等に努めるというものであります。主要な事業といたしましては、32ページの(4)の下段に6事業まとめてございますので、ご参照いただきたいと思います。

尚、この中では、合併により急がれる事業として、下から2段目の事業で、電算システムの統合・整備というものを項目出しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、33ページであります、「未来！子ども！笑顔のまち」ということで、保健・医療・福祉の充実の説明をさせていただきたいと思えます。

先ず、(1)の保健・医療サービスの推進でありますけれども、中段に記載のとおり、ライフステージに応じた保健事業の充実を総合的に進めるといふものと、下から3行目の保健・福祉と連携した地域包括ケアシステムの構築を図る。

更に、地域医療機関との機能分担・連携を進めながら、地域医療完結のため救急救命・高度専門・先進医療の充実に努めるといふものであります。これにつきましては、建設委員の方から意見のあった文言を補強したものであります。

次に、2番目の子育て支援の推進ということでありまして、3行目の後段の方に、多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実に努めるといふものと、合わせて下から5行目の後段にあります安心して子供を産み、子育てができる環境・条件の整備を進めるとともに、幼保一元化の検討を進めるといふものであります。

また、母子・父子家庭等の各種支援施策を推進するといふものであります。

次に、(3)の地域福祉の推進でありますけれども、次ページの下から5行目をご参照いただきたいと思います。各種福祉団体等の福祉活動の充実を促進すると。次に福祉ボランティアの育成、ネットワーク化、小地域ネットワークの形成、NPO組織の育成支援を進め、高齢者や障害者等が利用しやすい施設の整備などに努めながら、人に優しい福祉のまちづくりを進めるといふものであります。

次に、4番目の高齢者福祉の充実であります、要介護の状態にならないようにするための各種サービスの充実。それから要介護・要支援の方々に対しては、各種介護保険対象サービスの充実を進めるといふものであります。

次に、5番目の障害者福祉の充実ということでありまして、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に立った社会づくりを展開する一方で、総合的な障害者施設の推進とバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めるといふものであります。

6番目の社会保障の充実であります、国民年金制度等について、啓発活動の推進や相談体制を充実するといふものであります。

35ページをお開きいただきたいと思います。

施策の項目に沿って、それぞれ主要な事業について触れております。(1)では9事業、地域保健センターほか8事業であります。

(2)では子育ての支援の推進ということで、子育て支援センターの整備、幼保一元化の検討等9項目を主な事業として掲げております。

3番目の地域福祉の推進では、地域福祉計画の策定ほか2事業を掲載しております。

4番目の高齢者福祉の充実では、高齢者介護サービス事業ほか3事業について掲載しております。

5番目の障害者福祉の充実では、身体障害者福祉事業ほか2事業の事業について掲載しているといふものであります。

次に、3番目の「北緯44度のくらしのまち - 環境・生活基盤の整備 - 」では、1番目の環境との共生であります。

3行目に記載しております「ふうれん望湖台自然公園」や「なよろ健康の森」「道立広域公園」「天塩川」に代表される多様で美しい自然環境の保全を初め、地球温暖化など環境問題の適切な対応等を進めていくということでありまして、下から2行目、ローカルエネルギーの導入など、市民、業者、行政が一体となった総合的な環境施策を推進するというものであります。

次に、2番目の環境衛生の推進でありますけれども、3行目のし尿処理については、処理体制の充実に努めるとともに、下水道への転換と浄化槽の設置促進に努めてまいりたいということと、墓地、火葬場については環境整備を計画的に進めるというものであります。

3番目のごみの資源化・減量化の推進であります。現行の分別・減量化・資源化を推進し、更に3R、括弧書きに記載しておりますが、これらの運動を促進し総合的なごみ対策を進めるというものであります。

4番目の住宅の整備でありますけれども、2行目の宅地開発や住宅建設を促進し、良好な環境の住宅の形成を進めるというものと、合わせて公営住宅についても、老朽化住宅の建て替えや新規住宅の建設を計画的に進めるというものであります。

37ページに謳っておりますが、(5)の消防・救急・防災対策の充実であります。災害に強いまちづくりを総合的に進めるというものでございます。

3行目に記載しております地域消防・救急体制の強化を図るとともに、下から2行目の広域連携防災体制の充実に努めるというものであります。

6番目の市街地の整備であります。都市計画マスタープランを基本といたしまして、住環境の向上や都市施設の整備、都市機能の集積を進めるというものであります。

次、7番目の公園緑地の整備でありますけれども、3行目の既存公園の整備・充実に図り、それぞれの施設の整備を進めるというものであります。

8番目の上・下水道の整備であります。それぞれ計画的に整備を進めるというものであります。

9番目の道路・交通ネットワークの整備でありますけれども、北海道縦貫自動車道の早期整備などを国に要請していこうということと、それから下から2行目の公共交通機関の充実に努めるというものであります。

10番目の情報ネットワークの整備であります。上から4行目の情報ネットワークの整備を図り、電子自治体の構築を進めるというものであります。

11番目の総合的な雪対策の推進であります。3行目の雪対策の充実に努め、北方圏の交流活動を推進するとともに、北国の風土にふさわしい施設づくりに努めてまいりたいというものであります。

39ページをお開きいただきたいと思います。そこにはそれぞれ施策の項目に沿って主要な事業を掲載しております。

環境との共生では3事業、環境衛生の推進では2事業、ごみの資源化・減量化の推進では、総合的廃棄物処理対策ほか2事業、住宅の整備では1事業、消防・救急・防災対策の充実では5事業を記載しております。市街地の整備では都市マスタープランの策定、公園・緑地の整備では3事業、上・下水道の整備では3事業、道路・交通ネットワークの整備では10事業を記載してございます。情報ネットワークの整備では5事業、総合的な雪対策の推進では5事業ということで、そこに記載のとおりですのでご参照いただきたいと思います。

次に、4番目の「活力に満ちたまち - 産業の振興 - 」でありますけれども、1番目の農林業の振興では、3行目に記載してございます農業生産基盤の一層の充実と試験・研究体制の拡充を図りながら、担い手の育成確保を図り、農業生産体制の強化に努めるというものであります。

合わせて、中段に記載してございます環境保全型農業や「地産地消」の視点に立った特産物の販売等々にも取り組んでいこうというものであります。

一方、林業につきましても、生産基盤の充実を進めながら、合理的、効率的な森林施業を促進していこうというものであります。

また、最後の方に記載してございますが、森林空間の林業体験・森林レクリエーションの場としての森林の活用を進めていこうということを記載してございます。

次に、商業・サービス業の振興でありますけれども、2行目の中段にございます市民及び事業者の積極的参画のもと、都市基盤整備と一体となった商店街の環境整備を図りながら、にぎわいのある市街地づくりを進めようというものでございます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

工業・地場産業の振興でありまして、3行目に記載してございます既存企業の体質強化と近代化を初め、産学官及び産業間の交流、新製品や新技術の開発、起業化や新産業の創出等を促進していこうというものであります。

4番目の観光・レクリエーションの振興では、新たな観光資源の掘り起こしに努めるということと、下から2行目の後段の方に記載してございます自然や食を楽しめる体験型・滞在型の観光地づくりを目指すというものであります。

5番目の雇用の確保と安定では、3行目に記載してございます情報提供や相談の充実、就職に必要な能力や技能の修得機会の提供等を図りながら、地元就職、U・J・Iターンの促進を努めるというものであります。

施策につきましては、42ページの方にそれぞれ記載してございまして、農林業の振興では25事業、主な事業といたしましては、農業担い手支援センターの整備、農業振興センターの充実等について触れております。

次に、商業・サービス業の振興では、商店街複合交流施設整備事業、中心市街地活性化事業ということで掲載をしております。

3つ目の工場・地場産業の振興では、起業化の促進等、4事業について記載をしております。

4つ目の観光・レクリエーションの振興につきましては、道の駅の整備、スキー等を中心とした合宿の里づくりの推進等、6事業について触れております。

雇用の確保と安定につきましては、2事業掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

5つ目の「心豊かなまち - 生涯学習・文化・交流の推進 - 」とありますけれども、学校教育の充実ということで、特色ある教育、或いは豊かな心を育む教育を推進するなどして、教育内容の充実に努めるというものであります。

特に、下から2行目のところに記載してございます学校給食施設の整備など、総合的な取り組みを進めるということで、これにつきましては合併による学校給食施設の統合等を予定するというので、記載をさせていただいたものであります。

次に、2つ目の大学教育の充実でありますけれども、後段の方に記載しております市民の生涯学習、交流の場にもなるよう努めますということで、それぞれ大学を利用していこうというものであります。

3つ目の高等学校教育の充実につきましては、教育機関と連携して高校教育をそれぞれ進めていこうとするものであります。

4つ目の心の教育・家庭教育の推進では、これも委員の方から補強意見がありまして、次ページの44ページであります。2行目の後段、「心」を育てる教育の充実が緊急の課題となっているということ踏まえて、家庭、学校、地域社会、関係機関と連携・協力し、子供の豊かな心を育む「心の教育」を推進する一方、心を伝え合う家庭のあり方について、それぞれ進めていきたいと思います。

5つ目の食育の推進であります。これも委員の方から補強されたものでありまして、3行目の方に記載してございます食生活や食習慣を送る力を育てるとともに、地域の食材やその生産・流通に携わる人たちを知り、食べ物大切さ、それを育む人や自然のすばらしさを学ぶ食育を推進するというものであります。

6つ目の生涯学習社会の形成であります。2行目に記載の総合的な生涯学習推進体制を整備し、最後の行であります。多様な学習機会の提供に努めるというものであります。

7つ目の親と子のふれあう学習機会の充実ということでございまして、これも委員から補強のあった分でありまして、3行目の中段、親子・家族で参加し、触れ合い、楽しめる学習機会の確保が求められている中で、プログラムづくりを進めていこうというものであります。

次に、45ページをお開きいただきたいと思います。

生涯スポーツの振興ということで、スポーツ団体の育成や、それぞれ地域総合型スポーツクラブの確立等を行いながら、各種取り組みを進めていこうというものであります。

9つ目の青少年の健全育成では、2行目の後段の方に家庭、学校、地域、行政が一体となった体制整備のもとということで、健全な社会づくりに向けた活動を推進するというものであります。

10番目の地域文化の継承と創造ということで、文化施設の整備など、総合的な環境整備

に努めようというものであります。

11番目の交流活動の推進では、多様な国内外の交流活動の展開に努めていこうというものでありまして、46ページに主要な事業としてそれぞれ掲載してあります。

特に、先程も説明いたしましたが、(1)の右側の方にありますが給食センターの整備等々をこの中で図っていこうというものであります。

以上が施策に係る説明であります。

次に、47ページであります。新市における北海道事業の推進とありますけれども、この文言、或いは字句につきましては、現在北海道と協議中であります。修正等々がございしますので、その点については整理をしておきたいと思っておりますが、趣旨については一定程度理解を得ているということでございしますので、理解を得ている分について説明をさせていただきたいと思っております。

右側の方に北海道の役割ということで記載しておりまして、新市と北海道、それぞれ連携をして、北海道の支援を期待したいということで記載をした事業であります。説明は省略いたしますが、主要な事業名についてはそこに記載のとおりでございます。

次に、公共的施設の適正配置と整備ということで、49ページから50ページに記載してございます。

特に、公共施設については、バランスを考えながら、市民の利便性を損なわないように配慮して、配置しようというものであります。

また、新たな公共施設の整備に当たっては、事業効果や必要性について十分検討し、既存施設の有効活用などの検討も図りながら、効率的な整備を図っていくというものであります。

最後に財政計画であります。51ページから55ページまで記載してございます。

特に、この財政計画に関しましては、新市建設計画小委員会の中で審議いただきました財政シミュレーションと合わせて基本項目の小委員会にも説明いたしました事項に沿ってまとめたものであります。細部については省略をしまいたいと思っております。

次に54ページでありますけれども、この財政計画につきましては、財政シミュレーションの係数をそのまま踏襲しておりますけれども、一部委員の方から訂正の関係でご意見がございまして、小委員会としての取扱いといたしまして、一部修正をしてここで改めたものを記載してございます。

尚、訂正した事項につきましては、基本項目等の検討小委員会で取扱いとなった議員の在任特例の報酬に係る取扱いをこの中で加味をして変更したというものでございしますので、ご理解をいただきたいと思います。数字は54ページに記載してございます。

55ページをお開きいただきたいと思います。

55ページでは、財政計画をそれぞれグラフ化したものでございまして、真ん中の表につきましては、それぞれの計画の部分を記載したものでございまして、上の方のグラフにつきましては、この歳入歳出の部分でいきますと繰入金や、或いはそれを行わなかった場合のグラフとして歳入歳出の推移をここであらわしています。

最後に、下の表でございますが、この基金繰り入れを行った場合の基金の残高についてグラフ化したものでございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

中西事務局次長：続きまして、協議第2号から21号までを提案させていただきたいと思っておりますけれども、提案につきましては、基本項目等検討小委員会及び自治組織検討委員会の調整内容に基づいて提案をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、提案内容を補完する資料といたしまして、新市建設計画小委員会の委員の皆様につきましても、お手元に詳細な資料をお配りしてございますので、合わせてご覧をいただきたいと思います。

最初に、協議第2号でございます。ページ数は2ページでございます。

新市の名称についてでございますけれども、新設合併の場合は合併関係市町村の法人格がすべて消滅します。名称につきましても新たに定める必要がございますので、基本項目等検討小委員会で調整の上、合併協定項目A-3 新市の名称について次のとおり提案することとございまして、四角の中、新市の名称は名寄市とするということとでございます。

続きまして、3ページになりますが、協議第3号 事務所の位置でございます。地方自治法第4条第1項の規定によりまして、事務所の位置を定める必要がございます。また同条第2項には、定める際に配慮すべき事項がございますので、基本項目等検討小委員会で調整の結果、合併協定項目A-4 新市の事務所の位置について次のとおり提案する。

- 1、地方自治法第4条第1項の規定により、新市の事務所の位置は名寄市大通南1丁目1番地（現在の名寄市役所の位置）とする。
  - 2、現風連町役場は風連庁舎、現名寄市役所を名寄庁舎と呼称する。
  - 3、将来の新市の事務所の位置は、地理的状況等を踏まえ、新市において改めて協議する。
- ということとでございます。

久保事務局参事：事務局の久保であります。

協議第4号の地域審議会及び地域自治組織等の取扱いについて、提案を申し上げたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

先ず、4ページには、1番目ということで、枠の中に記載してございます市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しないものとするということとでございます。

本日配付の横長の1枚物の資料をご参照いただきたいと思います。

地域自治組織設置の背景と制度概要というタイトルがついておりますが、協議第4号資料ということで、右上の方に四角く資料についての説明を付記しておりますが、その備考欄をご覧いただきたいと思います。

ここでは参考ということで、地域審議会に触れております。合併特例法の第5条の4では合併協議により期間を定め、合併前の市町村区域ごとに市が処理する区域内の事務について、市町の諮問に応じて審議しと記載しております。その下の方に 印の法改正と地域審議会との経過と記載しておりますが、先程、川村委員長の報告の中でも、本年の5月26日に改正特例法、改正自治法がそれぞれ公布をされたところでございます。

この合併特例区、或いは地域自治区に関しまして、それぞれの定められたことによりまして、合併特例区協議会、地域協議会が設置されることとなりますが、この協議会がこの地域審議会のそれぞれの持っている役割を果たすことができるとそこに記載してございます。記載のとおり地域審議会にかわる権能を担えることになったということでございますので、設置しないとすものであります。ご理解をいただきたいと思ひます。

恐縮でありますけれども、また4ページの方にお戻りいただきたいと思ひます。

この2番目以降の記載事項につきましては、先程、川村委員長の方から報告あったとおり、自治組織検討委員会の答申に基づいて提案するものであります。

地域自治組織の取扱いについては、次のとおりとするということで、先ず1番目、市町村の合併の特例に関する法律第5条の8第1項の規定に基づき、合併の日から5年間、合併前の風連町に合併特例区を設置し、同法第5条の10第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定めるというものであります。規約につきましては後程説明をいたします。

次に、地域自治法第202条の4第1項の規定により合併後、合併前の名寄市に地域自治区を設置するというものであります。

次に、合併特例区設置期間終了後は、合併前の風連町に地域自治区を設置するというものであります。

合わせて、先程説明いたしました規約を定めるとありますけれども、この規約について説明をさせていただきたいと思ひます。

5ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここでは、合併特例区規約ということで、この条文の中に 市、 市町とありますけれども、先程、中西次長の方から提案のあった新市名が決まりましたら、新市名で読みかえるというふうにさせていただきたいと思ひます。

先ず、規約の説明であります。第1条では、設置及び目的について触れております。法律に基づいて設置するというものであります。

第2条では、名称を風連町とするものであります。

第3条では、合併前の風連町の区域とするものであります。

第4条では、設置期間を合併の日から5年間とするものであります。

第5条では、処理する事務として、そこに記載のとおり別表第1の事務、別表第2に掲げる公の施設の設置及び管理ということで、7ページをお開きいただきたいと思ひます。

先程、川村委員長の方からの報告があったそれぞれの事業をここに掲載しております。

合わせて下の四角の中ですけれども、別表第2では、11施設をそれぞれ管理するという

ものでございます。この施設につきましては風連地域のコミュニティ及び集会等に利用している施設でございまして、地域の活動拠点とするものということで、管理をするという考え方でございます。

次にまた条文に戻らせていただきたいと思います。5ページの第6条でありますけれども、この施設の名称及び所在地を定めることになっております。自治法244条の第1項に規定する公の施設として、先程説明しました別表2に掲げるものとするということでございます。

次に7条では、事務所の位置であります。現風連町役場庁舎の所在地であります西町196番地1とするというものであります。

特例区の長につきましては第8条で謳っておりまして、合併特例区の長は市長が選任するというものであります。長の任期は2年、長は市の助役と兼ねることができるということを記載してございます。

次に、合併特例区協議会構成員の選任、第9条で謳っておりまして、3行目にございます(1)の1号でございますけれども、市長は協議会の構成員の選任に当たり、地域住民組織を代表する者、公共的団体から推薦される者、識見を有する者の中から15名を選任するというものでございます。

2号では、構成員の任期は2年、3号では協議会の構成は区域内に住所を有しない、それから市議会の議員の被選挙権を有しない者であるとき、或いは地方自治法第92条の2の規定、これにつきましては請負事業者を指しますが、この該当するときにはその職を失うというものでございます。

次に、4号には失職した場合の取扱いとして、欠員の補充をするというものであります。

10条では、会長及び副会長について規定しておりまして、正副会長を置くというものであります。1号から6号までそれぞれ記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、第11条ではここでは合併特例区協議会の組織及び運営というところでございますが、ここは括弧書きの部分が抜けておりまして、再度11条の上にメモをお願いしたいと思いますけれども、括弧書きで合併特例区協議会の組織及び運営というものを追加していただきたいと思います。遺漏がありました。お詫び申し上げます。

11条では、合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項は次のとおりとするということで、1号から12号までそれぞれ記載してございます。それぞれご参照いただきたいと思います。

次に、第12条では庶務について触れております。この協議会の庶務につきましては、特例区の事務所において処理するというものでございます。

13条では、委任を謳っておりまして、この規約に定めるもののほか、特例区の組織及び運営について必要な事項は、特例区の長が市長の承認を得て別に定めるということで、これは規則を指しております。

附則では、この規約は合併の日から施行するというものであります。

以上、地域審議会、地域自治組織等の取扱いについての説明とさせていただきます。

中西事務局次長：協議第5号でございますけれども、8ページをお開きいただきたいと思えます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてという項目でございます。

風連町と名寄市のそれぞれの農業委員会におきまして、事前にご協議をいただいたところでございます。その内容に基づいて基本項目等検討小委員会で調整を行いました。新市において設置する農業委員会の数及び選挙による委員の定数、また選挙区の設置及びそれぞれの選挙区において選挙すべき委員の数、更に選挙による委員の在任特例の取扱いについて調整を行ったところでございます。

それを受けまして、合併協定項目B-3 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、新市に1つの農業委員会を置くものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の定数は20人とする。
- 2、農業委員会等に関する法律第10条の2及び農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定を適用し、合併前の地区ごとに2つの選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき委員の数は、風連地区11人、名寄地区9人とする。
- 3、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するという提案でございます。

続きまして、9ページになります。

協議第6号 一般職の身分の取扱いについてでございます。

新設合併では、関係市町村の法人格が消滅するということは先程ご説明申し上げましたけれども、一般職の職員も身分を失うこととなります。

しかしながら、合併特例法によりまして、身分を引き継ぐ取扱いをするよう定めがございます。このため合併により職員に著しい不均衡が生じないように取り決める調整を行ったところでございます。

合併協定項目B-4 一般職の身分の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3、職員及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。
- 4、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。

尚、現職員については現給を保証すると、こういう提案でございます。

続きまして、協議第7号ですが、10ページをお開きいただきたいと思えます。

一部事務組合等の取扱いについてでございます。一部事務組合等につきましても、新設合併につきましても、法人格が消滅するために、廃止、脱退、再加入等、合併時における取扱いについての調整を行う必要がございます。

合併協定項目 B - 5 一部事務組合等の取扱いについて次のとおり提案する。

合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に加入する。

ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日をもって当該組合から脱退するという提案でございます。

11 ページになりますが、地方税の取扱いについてでございます。

協議第 8 号。地方税の取扱いについては、一部の税率の違いや納期の違い、それから都市計画税の扱いなどを統一する必要がございました。

また、統一に要する期間はどの程度が適切かということで、基本項目等検討小委員会におきまして多くの議論を重ねたところでございます。

合併時に統一を図るということは理想的ではございましたけれども、負担を考慮した上で激変緩和措置を取り入れて、次のとおり調整を行ったところでございます。

合併協定項目 B - 6 地方税の取扱いについて次のとおり提案する。

四角の中ですが、2 市町で差異のある税については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1、都市計画税については、名寄市の例による。ただし風連町区域に係る用途地域指定については、平成 22 年度までに調整を図る。
- 2、軽自動車税は合併の翌年度から標準税率を採用する。
- 3、法人市民税均等割については制限税率を採用する。ただし合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併の年度及びこれに続く 3 年度は現行のとおりとする。
- 4、各税の納期は新たに設定するものとし、軽自動車税は 6 月、個人市民税は 6 月、8 月、10 月、12 月、固定資産税については 5 月、7 月、9 月、11 月、それぞれの月の 16 日から月末までを納期とする。

協議第 9 号になりますが、12 ページをお開きいただきたいと思います。

特別職の身分の取扱いについてでございますけれども、こちらでも法人格がなくなってしまうために、市長や助役などを始め、各種審議員などの特別はその身分を失うこととなります。このため関係法令に基づきまして、特別職の設置等の取扱いにつきまして協議が必要なため、調整を行ったところでございます。

合併協定項目 C - 1 特別職等の身分の取扱いについて次にとおり提案する。

- 1、市長のほか常勤の特別職として助役（副市長）、教育長を置く。任期は各法令の定めるところによる。また報酬は現行報酬額をもとに調整する。
- 2、議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
- 3、行政委員の委員・任期は、各法令の定めるところによる。報酬額は現行額をもとに調整する。

4、審議会・委員会の附属機関は次のとおりとする。

・現に両市町に設置されており、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。

・一方にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。

・人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

5、その他の特別職は、新市において必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し設置する。

協議第10号になります。13ページをお開きいただきたいと思います。

条例・規則等の取扱いについてでございます。

何度も申し上げますが、新設合併では、施行されていた条例・規則はすべて効力を失うこととなります。従って、合併の日から新市の条例・規則等を新たに制定する必要がございます。この整理の仕方について調整を行ったところでございます。

合併協定項目C-2 条例・規則等の取扱いについて次のとおり提案する。

各種事務事業等の調整内容に基づいて、次の区分により整備する。

1、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行する必要があるもの。

2、合併後、特定の地域に暫定的に制定し、施行する必要があるもの。

3、合併後、逐次制定し施行する必要があるもの。

協議第11号になりますが、14ページをお開きいただきたいと思います。

新市における事務機構及び組織につきましては、両方の庁舎を有効活用しながら、分担、分散型の組織形態を組織機構とすることで調整を行ったところでございます。

合併協定項目C-3 事務機構及び組織の取扱いについて次のとおり提案する。

1、新市の組織は、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

2、新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」によるというものでございます。

新市における事務組織・機構の整備方針ですが、

ア、両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構とする。

イ、地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構。

ウ、住民の声を反映できる組織・機構。

エ、住民が利用しやすい組織・機構。

オ、指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構。

カ、簡素で効率的な組織・機構ということでございます。

協議第12号でございます。15ページをお開きいただきたいと思います。

町・字名の区域及び名称の取扱いということでございます。

町・字名の区域及び名称は、地域の歴史や文化に密着し、その地域にかかわる人々にとって大変愛着が深いものでございます。

風連町と名寄市には共に字日進の地名がございますけれども、風連町が合併特例区を設置

し、その名称を冠することを考慮いたしまして、合併協定項目C - 4 町・字の区域及び名称の取扱いについて次のとおり提案する。

2市町の区域の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおりとする。

ただし、これによりがたい場合については、必要に応じ新市において変更を行うこととするという提案でございます。

協議第13号、16ページをお開きいただきたいと思います。

慣行の取扱いについてでございます。

住民にとって、最も愛着の深い慣行ということにつきまして、地域の特性や個性を尊重し、継続性を基本に調整を行ったところでございます。

合併協定項目C - 5 慣行の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、市章及び市の木・花・鳥・技などは新市において調整する。
- 2、市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。
- 3、国内外との交流事業は、新市においても継続し調整する。
- 4、名誉市・町民及び文化賞並びに功労賞については、新市においても継続する。
- 5、各種式典は新市において調整する。

こういう提案でございます。

協議第14号、17ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、国民健康保険事業は、地域住民の疾病予防及び健康づくりなど、生活に密着にかかわってございます。しかし国保税の負担額及び給付額、保健事業等につきましては、若干の相違がございまして、合併に際しましてはその一体化が必要になりました。

住民が安心して暮らせる課題として調整を行ったところでございまして、合併協定項目C - 6 国民健康保険事業の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、国民健康保険税の税率及び賦課方式は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及び翌年度においては、それぞれ現行のとおりとする。尚、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、新たな保険税率の検討を行うものとする。

- 2、保険給付事業及び保健事業については、名寄市の例によるという提案でございます。

協議第15号になります。18ページをお開きください。

介護保険事業の取扱いについてでございますけれども、高齢者のニーズが多様化し、年々介護サービスの需要は高まっております。介護保険は地域社会を支える重要な事業であり、合併後においては統一したサービスが提供できるよう求められております。

保険給付の内容や料金は、老人福祉計画と介護保険事業計画に基づいて設定されることとなりますけれども、その方向性について調整を行ったところでございます。

合併協定項目C - 7 介護保険事業の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、保険料については、介護保険計画に基づき適正な保険料を設定する。ただし、合併年度及び翌年度については、現行のとおりとする。

2、給付事業は、新市の計画が施行されるまでの間、名寄市の例による。  
という提案でございます。

協議第16号でございます。19ページをお開きください。

病院・診療所の取扱いについてでございます。

公立医療機関として、地域医療を支える拠点としての風連町国保病院と名寄市立総合病院の取扱いについて調整を行ったところでございます。

合併協定項目C-8 病院・診療所の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1、医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持存続し、新市に引き継ぐ。
- 2、市立病院と診療所間の機能連携の強化に努める。
- 3、将来は市立病院の分院化の調整を図る。
- 4、保健、福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼・安心される地域医療体制の充実を図る。
- 5、会計については、市立病院と名寄東病院は公営企業法による1つの会計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。
- 6、文書料については、合併時まで名寄市の例により統一する。

という提案でございます。

協議第17号、20ページをお開きください。

公共的団体の取扱いについてでございます。

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、できるだけ公共的団体等の統合がなされるよう基本的考え方を検討し、公共的団体等に理解を求めて働きかけていく必要がございます。

合併協定項目C-9 公共的団体等の取扱いについて次のとおり提案する。

各市町村共通の団体について。

- 1、新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2、国・道の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について協議する。
- 3、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各市町村独自の団体についてですが、原則として現行のとおりとする。

と、このような提案でございます。

協議第18号、21ページをお開きください。

使用料・手数料の取扱いについてでございます。

使用料・手数料につきましては、各市町で施設等の使用料、各種事務事業手数料等がございますけれども、同一或いは同種のものでございまして、料金が違うものがございます。

他の項目の中で具体的に調整を行っているものを除き、新市における全体としての取扱い

について調整する必要がございます。

合併協定項目C - 10 使用料・手数料の取扱いについて次のとおり提案する。

各種事務事業の取扱いで定めのない使用料・手数料については、次のとおりとする。

1、使用料については、原則として現行のとおりとする。

ただし、同一あるいは同種の使用料については、新市において経過措置も考慮し統一に努める。

2、手数料については、負担公平の原則により、新市において統一を図る。

という提案でございます。

協議第19号、22ページになりますが、負担金・補助金の取扱いについてでございます。

負担金・補助金につきましては、各市町におきましてさまざまな制度がございます。他の制度の中で具体的な調整を行うものを除きまして、新市における全体としての取扱いについて調整する必要がございました。

合併協定項目C - 11・12、これは統合してという提案になりますが、負担金・補助金の取扱いについて次のとおり提案する。

事業の目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について検討を行う。

団体に係るものとして、

1、2市町における同一或いは同種の負担金・補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

2、2市町における独自の負担金・補助金等については、制度の経緯と従来からの実績を踏まえ、新市において調整する。

事業に係るものについてですが、

1、2市町で同一或いは同種の負担金・補助金等については、制度の統一化に向け調整する。

2、2市町において独自に実施している負担金・補助金等については、事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つよう調整する。

という提案でございます。

協議第20号、23ページになります。

公社・第三セクター等の取扱いについての提案でございます。

合併に伴いまして、合併関係市町村が第三セクターなどに出資している場合につきましては、その出資者または株主である地位は地方自治法施行令第5条第1項の規定によりまして、新市に引き継がれることになってございます。

しかし、実際には定款等の変更の手続が必要となりますので、そのための調整を行ったところでございます。

合併協定項目C - 13 公社・第三セクター等の取扱いについて次のとおり提案する。

1、「株式会社ふうれん望湖台振興公社」及び「株式会社ふうれん」並びに「株式会社名

寄振興公社」については、当面現行のとおりとする。

2、「名寄市土地開発公社」は、必要に応じて定款を変更し、新市土地開発公社として存続する。

3、「名寄市土地開発公社」が保有する土地は、新市土地開発公社に引き継ぐ。  
という提案でございます。

得能事務局参事：事務局の得能でございます。

説明が大変長くなっておりますので、簡潔に申し上げたいと思います。

協議第21号の各種事務事業の取扱いについては、本日お配りをいたしました別紙2（追加分）という各種事務事業の取扱いという議案と、それから事前にお配りをしております、今、中西の方でのご説明を申し上げました議案の24ページ以降ということになりますので、是非ご参照いただきたいと思います。

また、これらの議案等につきましては、事前にお配りをさせていただきましたし、それぞれの委員さんが基本項目等の検討小委員会、この間15回行われておりますが、それらをたくさん傍聴していただいているということを前提にいたしまして、時間も経過しておりますので、項目のみ、或いは主要点のみのご説明にさせていただきたいと思いますので、是非ご了解をいただきたいと思います。

各種事務事業の取扱いにつきましては、現在風連町、名寄市でそれぞれ行っております、すべての業務につきまして、(1)の総務企画部会から、28ページにございます6番目の教育部会、この6つのそれぞれ専門部会に分けて、総数項目で1,163項目というふうになっておりますが、その中でとりわけ住民の皆さんの生活に影響の大きいもの、或いは両市町で取扱いの違って、料金等が関係をしてくるもの、これらについて小委員会の課題として上げて、議論、調整をいただいていたところでございます。

その中で、25ページの総務企画部会では、定住促進事業の取扱い、その他行政バスの取扱い、使用料・手数料の取扱い、消防署関係業務の取扱いということで、この4項目が小委員会の課題として協議をいただきました。

調整内容を提案内容といたしますので、記載のとおりでございますが、とりわけ使用料・手数料、各種証明等の関係で申し上げますと、閲覧手数料は1回200円、固定資産に関するコピーについては1件200円、固定資産評価証明及び営業証明手数料は1件300円、住宅家屋証明については1件1,300円ということで統一を図ろうとするものでございます。

2番目の住民生活部会の中では、戸籍・住民事務の取扱い、交通安全指導員の次に、今日お配りをいたしました追加分の方のごみ処理の取扱い、それから集会施設の取扱い、行政区、町内会組織の取扱いというこの5項目が住民生活部会から議題として小委員会の方に上げて調整をしていただいたものでございます。

調整内容等についてはそこに記載のとおりでございますが、これを提案といたしますが、

とりわけ1点目の戸籍・住民事務の取扱いでは、証明料金等の関係でいけば住民票写しの手数料については1通200円とする。それから年金現況証明については公的年金に関するものは無料とする。それから登録原票記載事項証明については1通200円とする。このように調整をいたしましたのでご提案申し上げますし、今日お配りをいたしました別紙の方のごみ処理の取扱いでいけば、両市町で差異のあるプラ容器ごみの回収については無料とするということ。それから現在名寄市では紙製容器のリサイクルが実施をされておりませんが、これは先進的な取り組みをしている風連町の例に倣いまして、ストックヤードの確保等の条件をクリアする中で、本格的に実施をしていくということ。それから限りのある施設でございます最終処分場については、それぞれ搬入をするごみの系列を分担することによって、風連地区処分場を家庭用のごみ、それから名寄地区の処分場を事業系のごみというふうに指定をする中で、これは計画的に未永く使用していこうという調整でございます。

また、風連町、名寄市それぞれで現在有料ごみのごみ袋の販売委託手数料についても差がございますが、これらについては名寄市の例によって、売上額の7%プラス消費税という形で調整をしていこうということで、ご提案を申し上げます。

続きまして、議案の26ページの保健福祉部会でございます。

保健福祉部会では、特別養護老人ホーム等の取扱いから各種福祉サービスの制度の違い、それから介護保険の低所得者の対策補助の問題、それから今日お配りをいたしました昨日の基本項目等検討小委員会の中で決定をいただきました保育料等の取扱い等、合計11項目が小委員会の課題として上げて、記載のとおり協議調整をいただきましたので、ご提案を申し上げます。

とりわけ、保育料の取扱いについては、昨日の基本項目等検討小委員会の中で、風連町の保育料については平成18年度から3年間は現行のとおりとし、その後7年間で新市において定める保育料に段階的に統一をするという調整。それから遠距離通所、通園助成事業については、風連地区に居住する者が同区内の施設に通所、通園する場合に限り、合併後も存続をする。現在風連町が行っている遠距離通学助成との整合性を図っていこうということ。それから子育て奨励費、幼稚園就園事業につきましては、同じく風連地区に居住をする者が同区内の施設に通園する場合に対し継続をする。

これに対しまして、名寄市は私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園振興費補助金というのがございますが、これについては名寄地区に居住する者が同様に同地区内の施設に通園する場合及び名寄地区内の施設に対して継続をしていくということ。

今、申し上げました遠距離通所等、それから子育て奨励費等の2及び3の事業については、合併特例区が終了する際に改めて必要な調整を行うということで、ご提案を申し上げます。

続きまして、議案の27ページ、産業経済部会につきましては、農業後継者奨学金貸付事業の取扱い等、記載の3項目について、小委員会で調整を図っていただきましたので、それぞれ記載のとおり、合併後も名寄市の例を基本に制度内容を調整し存続するということを初めとして、記載のとおりの内容でご提案をいたします。

5番目の建設部会につきましては、負担金・補助金の取扱い等とも絡むわけではありますが、公共下水道排水設備改造資金補給事務の取扱いをはじめとして、全部で11項目の議題が小委員会に図られました。

調整内容等についてはそこに記載のとおりではありますが、なかなかこの部分については、合併時に統一ということは難しい部分もございまして、記載のとおり合併後、或いは合併後何年かかけてというような調整案をそれぞれ記載をさせていただきますので、このままご提案としたいと思います。

6つ目の教育部会につきましては28ページになりますが、施設整備計画の策定、小・中学校の改築等の問題であります。これらをはじめとして、全部で6項目が議題として小委員会に図られました。そこに記載のとおりの内容で調整が図られましたので、そのままこの協議会への議題としてご提案を申し上げます。

とりわけ、一番最後の学校給食センターの関係におきましては、風連町の施設が老朽化をしているということもございまして、この合併を契機に合併後にはなるわけではありますが、名寄市の給食センターに統合して、こちらの方で学校給食を実施をしていこうという、そういう調整内容も含んでおりますので、合わせてご提案を申し上げます。

以上、早口で大変長く申し上げました。

ただいま、私ども3名から申し上げた中で、合併年度という言葉がたくさん出てまいりました。合併年度というのは、あくまでも17年度、18年3月中に合併をいたしますので、合併年度は17年度、それから合併の翌年、或いは翌年度というのは、平成18年度、19年度でありますので、最後にそのことをお知らせして、以上、ご提案にかえたいと思います。どうぞ、よろしくご協議いただきたいと思っております。

島会長：大変ボリュームのある協議事項の提案を一括いただきました。

ここで、10分間ほど休憩をいたします。25分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

( 休 憩 )

島会長：再開をいたします。

協議第1号 新市建設計画(案)について説明をいただきましたけれども、新市建設計画小委員会の堀江委員長さんの方から何か補足事項がございましたら、お願いをいたします。

堀江委員長：私の方からはございませんけれど、事務局側からありますか。ないですね。ありません。

島会長：はい、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、ご質問、ご意見等がございましたら、お出しを願います。

はい、どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤でございます。

6点にわたってお聞きをいたします。

初めに、新市建設計画のシナリオについての部分なのですが、私、風連町議会で議会報の編集委員長をやっているものですからというわけではありませんが、この中で出てくるカタカナ文字が非常に気になりました。それで一応ずっと拾ってみましたので、ちょっと検討していただきたいと思います。これは小学校の子どもからお年寄りまで両方合わせて3万人以上の方が多分目を通してくれる大事なシナリオでございますので、だれもが理解できる内容というのがまず何にも増して優先するという考え方から、ちょっと一字一句見て見ましたので。

先ず、24ページの(5)の部分ですが、主要な事業の一番下にグリーンツーリズムというふうにあります。これから言うことをすべて直すということではなくて、解説等が必要ではないかという意味で申し上げます。

それから、次のページ、25ページの主な事業のユニバーサルデザイン、これについてもまだまだ市民権を得た横文字ではないと思いますので、解説が必要だと思います。

28ページの真ん中あたりに地区拠点ということがあります。ここにコミュニティというさわりがあるのですが、コミュニティというのは果たして何かというのは、大きい意味でのコミュニティなのか、或いは例えば風連でいえば分館単位、或いは小学校単位でいうコミュニティなのか、もっと大きな意味でコミュニティと言っているのか、このあたりの使い分けがちょっとあやふやかなと思って読んでみました。

それから、31ページになります。これも同じコミュニティですね。

それから、その隣の32ページですが、主要な事業の(3)番目なのですが、その事業の中にドメスティックバイオレンス、縮めてDVとっているのですか。これについても非常にわからないことであります。

それから、次のページ、33ページの(1)真ん中あたりにライフステージというふうにあります。これもなかなか中身が伝わってきません。

それから、(2)の3行目の保育ニーズというところも見てみたのですが、これについては大手新聞も使っているようでございますのでよろしいかなと思います。

それから、34ページの(5)ですが、一番上の1行目の最後の方、ノーマライゼーションという言葉がありますが、これも難しい横文字だというふうに思います。

それから、36ページ(1)下から2行目、ローカルエネルギーとは果たして何ぞやということでもあります。私は理解をしておりません。

それから、38ページ(10)下から3行目、情報セキュリティ。

それから、41ページ、これが最後になりますが、(4)のサイン、高速道路等によく出ているサインですが、一般的にサインといいますと、野球のキャッチャーが送るサインとか、

ああいうふうにとられがちですので、これについてもきちっとした理解が必要かなと思います。

先ず、言葉についてはそうなのですが、もうひとつ日本語についても、まだほかにも出てきているのですけれど、代表的なところでちょっと拾ってみました。33ページの(2)の真ん中あたりに、母子保健サービスの充実という部分があるのですが、これは一人親でなくてよろしいのかなというふうに思って読んでみました。

それから、38ページの(11)ですが、ここに雪の問題が書かれているわけですが、風連では利雪克雪という言い方をよくするのですが、名寄市の場合はたしか隣の町のことでございます。よくわかりませんが、親雪という言葉が使われているのではないかなと思いますし、これはこの地域にとっては非常に雪とは対決しなければならぬし、親しく触れ合うという意味も非常に大事なかなと思いますので親雪という字句は要らないのかなという思いで読んでみました。

文言等については以上でございますが、次に2点目としまして、これは43ページ、5、こころ豊かなまち - 生涯学習・文化云々の部分ですが、(3)番目の高等学校教育の充実というところなのですが、これは46ページの主要な事業の中にこの部分が記載されていない、ほかの部分も記載されておりませんので、特別この部分だけが記載されていないということで問題にするのではなくて、この地域はご案内のとおり今第5学区から上川北学区ということに変わってきております。

そんな中で、新市に存在する名寄高等学校、それから風連高等学校の普通科、それから名寄農業高校とそれから光凌高校の職業科がありますが、その4校の位置づけをどのようにするかという部分が非常にこの中からは読み取れません。それでどのように検討されたかについても私にはわかりませんので。

それから、これは北海道事業の方にも関連してくるのかもしれませんが、まだこれは当たっている部分だけを多分記載されたのだと思うのですが、48ページ、新市における北海道事業ということで、ここに記載しなくてもよろしいのかなと。ご案内のとおり風連高校、それから名寄農業高等学校については、非常に子供たちの応募が最近減少してきているという共通の悩みを持っているわけですが、これを新市が発足したとしたなら、どのようにその位置づけをしていくかということが、少なくとも風連地区については非常に大問題でございますので、この部分の説明を求めます。

それから、3点目ですが、32ページの主要な事業の一番下から2行目、電算システムの統合・整備に関してちょっとお伺いしますが、先日8日に名寄市議会で臨時会が開かれて、地元紙によりますと、名寄市が情報システムを一式取得ということで、内部情報システム一式4,400万円の財産取得を可決したと、これについては財務会計事務と、それから事務決済処理を電算化ということで16年から稼働するということなのですが、これが新市のシステムとどのように調整を図られていくのかという部分をお聞きをいたします。

それから、54ページの財政計画なのですが、私はどこでも申し上げているのですが、私、

数字に非常に弱い方ですので、余り言いたくはなかったのですが、でも不安な部分ですので、あえてお聞きをします。

地方交付税の部分なのですが、これは新市建設計画小委員会の皆さんが時間をかけて慎重に議論をされて、しかも私たちの小委員会にも提示された部分でございますので、ここで改めて申し上げるといっても何でございますが、ただ昨今の地方交付税に対する国の考え方というのが、急速に三位一体改革の関係もありまして変わってきております。

それで、果たしてこの10年間の推移がこれでよろしいのかなと、例えば今近々の新聞報道等を見ましても、2005年と2006年で8兆円の地方財政計画の過大な計上があるということで、それを2年間で削るということになると、大体40%前後を削られる計算になるというふうな話もありますので、それはまだまだこれから年末に向けて決着を見ていく部分だと思いますが、そのあたりを取り組まなくてもよろしいのかという部分ですね。非常にこれは難しいというか、わからない部分ではありますが、あえて申し上げます。

それから、やはり財政計画というのは単年度の収支が見合うというのが大原則かなというふうに思います。基金を繰り入れるとか、当初からの見積もりの中でそういうやり方というのは難しいのかなと。なかなか理解を得られないのかなというふうに思いながら、この地方交付税の見込みについて、このままで果たしていけるのだろうか。10年後もこれ7億だけの減少ですから1割減少ですよ。2005年と6年だけでもかなり今の推移でいくと削られる危険性があるということですから、果たしてこれでいいのかなとなると難しいところだというふうに思います。

1年目から大幅な修正が入るなどというのも、これまたなかなか理解を得られないのかなと。何せ中央では甘えの構図がむだ遣いを生むなどという大々的な説を掲げているわけですので、それに対して地方としてどういうふうにして臨むのかということも、心構えとしては用意をしなければならないのかなと思いますので、お聞きをいたします。

5点目です。これについては昨日、小委員会の中でもいろいろ議論があって、またということではありませんが、ただし根幹に触れる部分でもありますので、あえて会長たる島会長、それから副会長たる柿川副会長にお聞きをいたしますが、3月22日の合併に対する基本的な考え方として、1番で合併は新設(対等)合併であるというふうなうたわれて、そこから合併協議がスタートしております。

この名寄市と風連町の合併協議は、今現在、名寄市長たる島市長、それから風連町長たる柿川町長のお2人の大きな信頼のもとに、加えて名寄市民、それから風連町民のしっかりとした信頼のもとに私は議論をされてきていると思います。

5月から実質的な審議に入ってきているかなと思いますが、8カ月を経過して、効率化という名のもとに集中を求める声ややはり一部に存在するというのが明確に出てきております。このことは私としては看過することができません。

ですから、このことについて会長、副会長のご認識と、それから住民懇談会、説明会に当たって、こういった不安に対する部分について、どのように話をされるのか、お聞きをいた

します。

それから、最後6つ目になりますが、あえてこれは名寄市長たる島市長にお聞きをいたしますが、改めて口幅ったいようであります、島市長には今回再選されたことに対しまして、心からお祝いを申し上げるものであります、選挙戦といいますが、立起を表明されて以来、それから8日の臨時会においても、文化センターの大ホールについての言及がございます。

しかしながら、先程申し上げましたとおり、年々削減される地方交付税、或いは特例債といえども、今のところ80億を見込んでいるということではありますが、それもふたを開いてみなければ幾ら出てくるかわからないというような状況の中で、かつてはあれもこれもという求めがかなえられた時代、そして今はよく言われるように、あれかこれか、そしてやがてあれもこれもだめという時代に突入していくのかなと私は最近強く思っているわけですが、そんな中で、例えば風連町においては風連中学校の改築が急を要します。それから名寄市においても東小学校、それから豊西小学校、続くように学校改築の大規模プロジェクトが目白押しでございます。

そんな中であって、これについては小委員会においても、学校建設については最優先課題とすべきでないかという意見も出ておりますが、まさしくそのとおりだというふうに思うところであります。その中であって、あえて大ホールを求めるといことが、私にはなかなか理解ができない。経緯もわからないものですから理解ができない。多分建てるのであれば20億なのか、30億なのか、10億なのか、そのことすらもわからないで質問をさせていただいておりますが、いずれにしましても箱物というのは、建てればその後また永遠に維持管理費がついて回ります。これは1億なのか、2億なのか、そんな中で例えば保育料にしましても、最近の子育て支援、少子化対策ということで、いろんな自治体でいろんな形の支援策が行われているわけですが、これについてもどこからその原資を生むかということが大変新市においても大きな課題になってくるかなというふうに思って、昨日もこの後についての議論を交わしたところであります、そんなことも含めまして、大きなプロジェクトとして本日いただきました最後のページの一番下の方にも記載もされておりますが、この分についての島市長のお考えをお聞かせを願います。

以上、6点であります。

島会長：ご質問の内容で事務的な具体的な事例もございますが、今、最後の方で問われた部分について、私からお答えをさせていただきます。

名寄市の今まで持っておりました総合計画の中で、文化センター大ホールというのがございまして、これは昭和57年に現在の文化センターの管理棟部分を建設したときから名寄市民の夢でございました。残念ながら文部省系列の補助メニューというのは、非常にこの文化事業に対してはないと。財源をうまく調達することができないということで、今日まで延び延びになってまいりました。平成7年に本格的にやろうということで、具体的なこの規模も含めて検討した経過がございますが、このときも他の方に優先順位が回って、文化センター

に着工ができなかったと、こういう経過を持っております。

私どもはそうした数次にわたる総合計画の中でも持ちたいという、こういう市民の願いがございますので、この計画の中に名寄市の事業として盛り込ませていただくと、こういうことで提案させていただいております。

確かに、住民だけの集いということになりますと、これにかわる例えば私のところではスポーツセンター等を使って、1,000人規模、2,000人規模の集会等をやっております。

しかし、今、全道で34市あるのですが、この市がいろいろな団体を含めて持ち回りでいろんなイベント等を開催をしております。名寄市の場合には残念ながら1,000人規模の固定席のそういうものがないということで、例えばいろいろな経済界の皆さんですとか、文化活動をしている皆さんも含めて、名寄でそういうものを開催したいけれども入れ物がないと、こういうことで強く要請を受けております。

また、住民の皆さんがいろんな活動をするに對しての発表会の場、そういうことも含めて欲しいと、こういうことで今回のアンケートでも優先順位はありますけれども、是非この合併を機に一定の計画を練っていただいて、名寄市民の願いを実現させたいものと、こういうふうに考えているところでございます。

もちろん、義務教育等の優先というのは、私どもの方もこの22年間の中で優先順位の高いものから着工してきたというのが事実でございますから、そのことはしっかり認識をしているつもりでございます。

それと、今時の合併協議の中で、行政組織、この協議の中でもご議論をいただきましたけれども、行政改革を避けて通るわけにはいかない、こういう状況でございます。これは財政計画の中で地方交付税についても問われておりますけれども、私も財政の方は職員時代から含めて担当しましたけれど、今日ほど不透明な状況はありません。従来は少なくとも官僚がつくる計画、この計画を中長期的に読みながら物を判断していくという状況がありましたけれども、小泉さんが今、経済財政諮問会議を中心にして、民間の委員を中心にして改革をしよう、ということでありまして、何が出てくるかわからないと、こういう総論は三位一体ということでありまして、各論の部分はどこをどういうふうにして、どう盛りつけるのかというのが見えないということでありまして、私どもは1年、1年、この予算をつくるときに戸惑いを感じながら対応をしていると、こういう状況であります。

しかし、このお話ございましたように、私どもが住民の皆さんの信託を受けていろいろな行政サービスをするのを、今負担も含めて何も切り込まないで続けていくという状況にはないと、そういうふうに思っておりまして、恐らくこの小委員会の中でも職員の定数管理についてはしっかりとやってほしいよと、こういうことがあったと思います。

それだけに、退職者の後補充等についても、10年間で20%ぐらい総枠を見直して、適正配分をするよとというような委員会の結審だろうというふうに思っておりまして、その分は今日的なITですとか、そういう情報等の能力も使いながら対応していくべきではないのか。或いは民間の皆さんにやっていただけるものについては、民間の皆さんの力をかりて

と、こういうことで機構組織については、常に一度整備したらそれで終わりということではなくて、機能性を発揮して、時の必要性の高いものにシフトしていくといたしますか、そういうことも含めて、見直しをかけていく必要があるのではないかと。

風連庁舎、名寄庁舎の力点の置きようについては、距離が比較的近接をして12、3キロぐらいの距離の中にあるということですから、職員は人事異動等で行ったり来たりということが出るのかもしれませんが。住民の皆さんもそういう面では統合後の戸惑いというのもあるかもしれませんが、十分に今まで進めてきた議論を尊重して、機構の再構築と申しますか、そういうふうにやっつけていかねばならないと、こんなふうに認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

はい、どうぞ。

久保事務局参事：事務局の久保であります。

4点ほど事務局の方からお答えをさせていただきたいと思います。

佐藤委員には、背後からお答えすることをお許しいただきたいと思います。

先ず、1点目のカタカナ文字ということでありまして、前段ご説明させていただきたいと思いますが、8月の折に将来構想の冊子を作らせていただきました。その折にもそれぞれこういう文言については一部掲載をしております。

尚、この将来構想につきましては、ダイジェスト版ということで、それぞれ住民の方々に要点要約したものをお渡しをして、その折に解説文、説明文をつけてきたということでございます。この新市建設計画の内容につきましても、ダイジェスト版を作成する予定で準備に入っております。住民の方々にはそういうわかりやすく解説したものを載せて説明をしていきたいという考え方でございますので、よろしくご理解の程をお願いしたいと思います。

ちなみに、私もどこまで理解しているかということで、詰め寄られましたら答えられないところもあろうかと思っておりますけれども、特にローカルエネルギーの部分ですが、これにつきましては、新エネルギーを含めて、風力やバイオマス等々のエネルギーがございまして、これらを総称してこのように呼んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。これら文言につきましては、わかりやすく解説をしていきたいと思っております。

次に、次の母子保健という文言でありますけれども、私どもの調査の中では、子育て支援の一環として位置づけているということで、単なる母子家庭の母子とかという意味ではなくて、子育てを行う母、そしてそれを受ける子ということでの文言整理ということでございますので、その点についてもご理解をいただきたいと思っております。特に母子家庭というものではなく、子育て支援のところで使う用語ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、次の高等学校の関係でありますけれども、この高等学校につきましては、北海道協議に組み入れるべきではないかというご意見であります。今、道との協議中でありまして、この辺についてもそういう意見があったということで協議させていただきたいというふうに思います。

次に、財務会計システムの関係でございますけれども、この名寄市の方で今回この財務会計システムを導入するということではありますが、これにつきましては総合計画の実施計画で、本年度導入するに至ったと聞いております。

内容につきましては、風連町の方も既に1年前から財務会計システムを導入していますので、担当者間で合併後のこのシステムのあり方について現在協議をしているということで、ご理解をいただきたいと思います。

次に、地方交付税の推移ということではありますが、佐藤委員ご指摘のとおり、交付税の行方につきましては、大変厳しいものがあるかと思っています。この財政計画を策定するに当たりまして、8月末に総務省の方で2005年度以降の交付税の推移についての一定の資料をいただいております。この資料をもとに総体で3.7%程度削減をしていく方向づけをさせていただきました。それはこの推計の中に組み入れられているということでございます。

尚、この全体の交付税の削減の推移であります。北海道の方で指標としておりますものでありますけれども、概ね2割程度減っていくだろうということでもあります。単純に割りかえしていきますと1割ということで、佐藤委員ご指摘のとおりであります。この1割は特例債、或いは過疎債等々で交付税に充当されるものをカウントしているという関係から1割という推移になっていると、この点についてもご理解をいただきたいと思います。

以上、4点についてお答えをさせていただきました。

柿川副会長：佐藤委員の質問にお答えいたしたいと思いますが、佐藤委員の質問は、いわゆる対等合併を掲げて話し合いをしてきているけれども、どうもだんだんどっぴかに偏っているのではないかと。対等ではないのではないかとというような意味なのですか。

佐藤委員：そうではありません。私は非常に公平に、先程も申し上げました信頼関係に基づいて協議が整ったと思っておりますが、ただし、やはり周辺に位置する風連町としては、いまだに聞かれる効率化という名のもとに、集中を図る意見が聞かれます。それでなくても風連の中には寂れるのではないかと心配があるわけですが、そういうことに対しての一定の見通しだとか、それからよく言われるのが担保、そんなことで言われるのですけれど、そのあたりが不安だとか、そういうものに対する住民の声にどのように町長として応えていくのかなということでもあります。

現状は調整内容は極めて新設対等合併の精神に基づいて整っていると私は理解をしております。

柿川副会長：私は、対等合併だから必ずしも足して割ってというようなことにはなかなかならない問題だと。対等合併だとか、吸収合併というのは、いわゆる合併の方法、仕組みであって、対等だから人数割で決まるとか、そういう計算式で決まるようなものではなくて、そういったものを対等ということでスタートしたわけですから、対等で話し合いをすると、

お互いの主張として出す、そしてどこに落ち着けるかということがこの合併協議会の大きな使命だろうと思います。

私は、皆さん方大変ご苦労いただいて、今日まで仕上げてきた合意項目については、本当に努力されたなという気持ちであります。

確かにおっしゃるように、ものによっては、例えば給食センターが風連にあるのがなくなって、名寄でやった方が効率がいいという、そういった問題もありますけれども、総体的に見て、決して風連の住民に対して行政サービスが低下するということがないような考え方で協議されて今日に来たと。

私としては、対等合併という名目のもとに、本当にお互いが対等で話し合いをして、対等で合併をすると、その協議の場というものは本当に紳士的にすばらしく、時間をかけて論議をしてきて、今日の結果になったのであろうと、それが対等の答えではなかったのかというふうに理解をして、今後住民に理解を求めていきたいと考えております。

島会長：佐藤委員よろしいでしょうか。

ほかにどうでしょうか。

はい、どうぞ。

熊谷委員：熊谷でございます。

1点だけ確認の意味でお尋ねをしておきたいと思えます。

10ページの新建設計画にかかわる財政推計等に対する附帯意見についてのところで、7番目については恐らく懸命な堀江委員長のもと、必要なことを付加したのではないかというふうに思えますから、理解しておりますけれども、この項の中で、いわゆる新市がスタートし、総合計画の実施計画策定までの間、双方が予定した施策事業の実施に当たっては緊急及び必要度合いの高いものであっても、合併前から2市町間において十分調整を図って臨むことというふうになっておりますが、今日はすべての協議終わってからお尋ねしようと思えますが、この項が付加をされておりますので、ここでのお尋ねをいたします。

この両市町間においての十分調整を図るといふ、その場について、合併前の話でございまして、18年、19年の事業は当然合併前に一定の骨格が固められて準備をしなければならぬということですから当然なのですが、これはいわゆる、今ある合併協議会との関係でいくと、どのような場で調整を図っていくのかということでお聞きしておきたいと思えます。

久保事務局参事：事前協議の考え方でありまして、この事前協議の考え方につきましては、基本的に双方の総合計画の実施計画をそれぞれ保有しておりますので、それで近々に緊急性の高いもの等々が予定される場合、これは事務協議を重ねていこうという、そういう考え方でありまして。

2つ目には、その事務協議を重ねていながら、かつ各議会等々の調整も図っていかなく

ればいけないだろうという考え方であります。

先程、堀江委員長の方でお答えになった部分はそういう趣旨で、ちょうど熊谷委員が公用で退席をした直後にそういう取扱いをするということで説明しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

熊谷委員：賢明な判断で、私が退席した後で非常によかったなと思いますけれども、合併協議会との関係はどうなるかということでお尋ねしたのですけれども。

久保事務局参事：合併協議会の主な協議は今日の会議が主な協議となります。

ここで協議のつかなかった分については、先程申し上げましたとおり、事務的な調整或いは議会間調整ということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

島会長：ほかに如何でしょうか。

大変な内容の計画でございますので、いろいろと詳細にわたってのご意見等もあるのかも申しませんが、この程度にさせていただいて、新市建設計画（案）。

はい、どうぞ。

佐藤委員：今、熊谷委員の方から報告書の中身の話が出ましたので、もう一点だけちょっと確認させてください。

15 ページの基本項目、私たちの小委員会の部分なのですが、真ん中の事務所の位置の部分なのですが、ここの協議経過の下から2行目になりますが、当面主な部を風連庁舎に2部、名寄庁舎に3部配置することで調整したという、この当面という2文字なのですが、これが必要なのか、或いは私は小委員会の中では当面という話はされていないというふうに認識をしているのですが、如何でしょうか。

島会長：今は新市建設計画、諮問1号を審議をいただいております。

佐藤委員：了解いたしました。後で。

島会長：そうですか。それでは次の協議項目あるかと存じますので、その中でお願いをいたします。

ほかに如何でしょうか。

（「なし」の声あり）

島会長：それでは、協議第1号 新市建設計画（案）につきましては、ご意見等もございましたけれども、この内容で承認をいただくことでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

島会長：はい、ありがとうございました。

それでは、協議第2号に移らせていただきます。

新市の名称について、ご発言ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

島会長：異議なしという声がございますので、提案どおり承認をいただいたことにさせていただきます。

議案第3号 事務所の位置について。新市の事務所の位置について、何かご質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

島会長：特にご発言がございません。提案どおり事務所の位置についてもご承認をいただいたことにさせていただきます。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員：佐藤ですが、先程の質問はここでは質問可能でしょうか。

島会長：協議11の中で如何でしょうか。協議項目11号の中でお願いをいたします。続いて、協議第4号 地域審議会及び地域自治組織等の取扱いについて。はい、どうぞ。

熊谷委員：熊谷でございます。

原案については賛成でありますけれども、1、2点お尋ねをしたい点がございまして、私自身会議資料をしっかりと勉強していないということでの質問になってしまうのですが、申し訳ございません。大事なことだと思いますので。

この風連町の合併特例区の規約を一読させていただいているのですが、これは改正自治法上では、いわゆる議会との位置づけについては、どのようなかわりを持つ性格なのか、1点お尋ねをしたいということと、特例区の協議会の議員さんと委員さんの兼任の問題については、どのように受けとめたらよろしいのか、私の勉強不足だと思いますので、この機会にお尋ねをしておきたいと思います。

島会長：事務局、お願いします。

久保事務局参事：議会とのかかわりということですが、議会とのかかわりにつきましては、特例区の予算決算等々がございます。その部分だとか、或いは特にかかわりが強いのは市長になろうかと思いますが、予算の承認だとか、或いは規則等々の承認等々については、市長の承認が必要となってまいります。市長が承認する事項というのは、議会とも直接関係がございまして、そういうかかわりがあるとご理解をいただきたいと思います。予算の審議等々についてはかかわってくるということでもあります。

次に、特例区の協議会委員とそれから議会議員の兼職の関係でありますけれども、そこは可能だということではありますが、自治組織の検討委員会の議論経緯の中では、基本的には議員には議会活動の方でしていただこうと。特例区の協議会の委員は協議会活動でやっていこうということで、ご理解をいただきたいと思います。法的には可能だということでもあります。以上です。

島会長：はい、どうぞ。

熊谷委員：再確認ですけれども、そうすると協議会の委員については、議会の同意案件ということで受けとめてよろしいですね。了解しました。

島会長：ほかに。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございますので、協議第4号については、提案のとおり承認をいただけたことにさせていただきます。

続いて、協議第5号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて。内容等について何かございますでしょうか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございますので、協議第5号につきましても、提案どおりご承認をいただけたものと取扱いをさせていただきます。

協議第6号 一般職の身分の取扱いについて。内容等について何かございますでしょうか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございますので、協議第6号につきましても、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

次に、協議第7号 一部事務組合等の取扱いについて。内容等についてご発言ございませ

んでしょうか。なしという声もございます。ございませんか。

(「なし」の声あり)

島会長：それでは、協議第7号についても提案どおり承認をいただけたこととさせていただきます。

次に、協議第8号 地方税の取扱いについて。ございませんか。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございますので、協議第8号 地方税の取扱いについても、提案どおりご承認、ご理解をいただけたものとさせていただきます。

次に、協議第9号 特別職等の身分の取扱いについて。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございます。協議第9号 特別職等の身分の取扱いについて、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

次に、協議第10号 条例・規則等の取扱いについて。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしということでございます。協議第10号 条例・規則等の取扱いについて、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

次に、協議第11号 事務機構及び組織の取扱いについて。

はい、どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤です。

先程は大変失礼申し上げました。

改めてお尋ねいたしますが、先程の報告書の中の15ページに、当面主な部をというくだりがありますが、この当面という字句が必要なのかどうか。よろしくどうぞ。

島会長：幹事長。

今幹事長：幹事長今でございます。

先程、福光委員長の説明がありましたとおり、中ではこの当面という言葉は入ってございません。従いまして、これは削除していただいて結構だというふうに思っていますし、昨日の議論経過からして当然このところは余分な文字になりますので、委員の皆様も15ページのA-4項目でありますけれども、当面という字を削除いただきたいと思います。

尚、この場をかりて大変失礼でありますけれども、先程、熊谷委員からお話がありました

地域協議会の委員の選任のあり方について、議会の同意事項かと、こういうことでございますけれども、規定では市長が任命をするというふうになってございまして、議会の同意事項でございませぬので、訂正をさせていただきたいと思ひます。お詫び申し上げます。よろしくお願ひします。

島会長：よろしいでしょうか。  
ほかにご発言ございませぬか。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございますので、協議第11号 事務機構及び組織の取扱いについて、提案のとおりご承認をいただいたものとさせていただきます。

協議第12号 町・字名の区域及び名称の取扱いについて。ご発言ございませぬか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしということでございます。協議第12号の町・字の区域及び名称の取扱いについて、提案のとおりご承認をいただいたものとさせていただきます。

次に、協議第13号 慣行の取扱いについて。ご発言ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：ないようでございますので、協議第13号 慣行の取扱いについて、提案どおりご承認をいただいたものとさせていただきます。

協議第14号 国民健康保険事業の取扱いについて。ご発言ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしとの声でございます。協議第14号について、国民健康保険事業の取扱いについて、提案どおり承認をいただいたものとさせていただきます。

次に、協議第15号 介護保険事業の取扱いについてを議題といたしますが、ご発言ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしということでございます。協議第15号 介護保険事業の取扱いについて、提案どおりご承認をいただいたものとさせていただきます。

次に、協議第16号 病院・診療所の取扱いについて。ご発言ございませぬでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしとの声でございます。協議第16号について、病院・診療所の取扱いにつ

いて、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて。ご発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしとの声でございます。協議第17号について、公共的団体等の取扱いについては、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

協議第18号 使用料・手数料の取扱いについて。ご発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：なしとの声でございます。協議第18号 使用料・手数料の取扱いについて、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

次に、協議第19号 負担金及び補助金の取扱いについて。ご発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

島会長：特にないようでございます。協議第19号 負担金及び補助金の取扱いについて、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

協議第20号 公社・第三セクター等の取扱いについて。ご発言ございますか。

(「なし」の声あり)

島会長：特にないようでございます。協議第20号 公社・第三セクター等の取扱いについて、提案どおりご承認をいただけたものとさせていただきます。

協議第21号 各種事務事業の取扱いについて。ご発言ございますでしょうか。

一部配付の資料等追加がございましたけれども、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

島会長：それでは、ご発言がないようでございます。協議第21号 各種事務事業の取扱いについて、一部資料追加も含めてご承認をいただけたものと、このようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、協議第22号 平成16年度風連町・名寄市合併協議会予算の補正についてを議題といたします。

事務局、お願いいたします。

得能事務局参事：事務局の得能です。それでは、協議第22号、29ページ、平成16年度風連町・名寄市合併協議会予算の補正についてご提案を申し上げます。

冒頭、今回の補正予算につきましては、歳出予算のみの補正ということでございまして、歳入等については、4月16日の第1回の合併協議会でご確認をいただいております3,6

19万7,000円というこの歳入総体は変更ございません。

従いまして、総括表をつけてございませんで、少し変則的になっておりますことをお許し  
いただきたいと思います。

今回の歳出補正につきましては、後程申し上げますそれぞれの理由によりまして、歳出額  
の調整を行いまして、3,619万7,000円の収入予算の範囲内での補正ということになり  
ますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

めくっていただきまして、30ページ、31ページに、今回補正をする項目について記載  
をしてございます。それぞれご覧をいただきたいと思います。一番上の表の総務管理費の  
事務局費の中で、とりわけ大きな補正額となっております使用料、賃借料のところでは、ネ  
ットワーク機器等リース料ということで、これは当初事務所内のLAN、コンピューター関  
係のネットワーク機器、或いは印刷機器等をリースを予定しておりましたが、コンピュー  
ター関係につきましては、現在それぞれの両市町で持っている機器を転用するという。そ  
れから印刷機につきましては、事務局が市民文化センターにございましたので、その印刷  
機をお借りするというようなことで削減をいたしまして100万円減にいたしました。

2番目の同じく事業推進費の会議費の中で、報酬のところ、委員会報酬が150万減とな  
って大きくなっております。これにつきましては、当初40回以上の委員会を予定をしてお  
りましたけれども、休日等に開催をしていただくなど、委員の皆様にも大変ご協力をいた  
だきました結果、約半分ぐらいの回数で済みそうだということで、この部分を減にしてご  
ざいます。

それから、同じく会議録の作成委託料につきましても、同様に40回程度の会議録委託を  
予定しておりましたけれども、今申し上げたような理由で75万円の減という形になります。

それから、会場借上料につきましては、双方で極力公共施設等を利用するというので、  
ほとんど支出がありません。一部懇談会等で会場を借り上げた関係ございますけれども、こ  
の部分についても40万の減ということで、この2つの表の中で395万円全部で減額とい  
うことになります。

続きまして、その一番下の事業推進費、調査研究費の中で、とりわけ大きく動いているも  
のについては、委託料の確定と新規業務の追加ということで、これにつきましては、先程申  
上げました4月16日の第1回の協議会でご確認をいただいた際には、その確定業務と  
いう部分が項目として4つほど委託業務として上げて、ご確認をいただきました。

その後、新規追加業務ということで、情報通信網整備計画策定及び設計業務ということで、  
これはまだ現在のところ発注はしておりませんが、この後合併協議が整い次第、名寄  
市と風連町を高速回線で結ぶという基本的な予定がございます。その場合には、国の情報ボ  
ックスを借用して、その中に独自の光ケーブルを入れて、風連町と名寄市で情報を共有化し  
て、事務事業を効率的に進めよう、或いは風連町民の皆さんにも現在名寄市が行っており  
ますいろいろな行政情報を提供するような端末を設置をしていくという、そういう事業でご  
ざいます。それらにつきましては、合併協議が整い次第、この設計業務に入っていきますと、

来年度以降の事業が間に合わなくなりまして、合併をしたときに、両方の市町で同時に例えば住民票が発行できるとか、そういう状況になりませんので、そういう意味も含めまして、この部分についてまだ未発注でございますが500万の新規事業ということで、総体では219万7,000円の追加ということになります。

それから、31ページの事業推進費の中の広報広聴費の関係でございます。

事業費に115万3,000円を追加しておりますが、これにつきましては住民説明会用のパンフレット、或いは毎月発行しております合併協議会だより等、合併の協議の状況を住民の皆さんにお知らせをする手段として、各種印刷物を発行しておりますが、その分の追加ということでございます。

それから、一番下のホームページ更新委託料ということで、当初、大変申し訳ございません、これは事務局の手違いで、更新手数料のみを4月16日には予算計上しておりましたけれども、ホームページサーバーの借上料或いは管理料その他が積算漏れでございましたので100万円の追加ということになりまして、30ページの一番下の表と31ページの表で395万円の追加ということで、上の表の2つの395万円減額と合わせまして、総額ではゼロになりますけれども、中でこのように歳出内訳を組みかえたということで、是非よろしくご協議をいただきたいと思っております。

以上でございます。

島会長：補正予算の内容について説明がありましたけれども、幹事会で何か補足する事項ございますか。

(「なし」の声あり)

島会長：それでは、委員の皆様から何かご質問等がございましたら、お出しを願います。

(「なし」の声あり)

島会長：なしということでございますので、協議22号 平成16年度風連町・名寄市合併協議会予算の補正については、提案どおりご承認をいただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

#### 4. その他

島会長：その他に移ります。

事務局、何かございますでしょうか。

中西事務局次長：事務局の中西です。

本日ご協議をいただきまして、ご確認をいただきましたものを資料化いたしまして、住民説明会に入る予定になってございます。

この後、この住民説明会のご報告と合併協定書を作成しますけれども、そのご審議をいただくために、次の協議会を1月の中旬から下旬をめどに開きたく考えてございます。その際には改めてご案内を差し上げますけれども、よろしく願い申し上げます。

また重ねてのお願いになりますけれども、住民説明会には、是非委員の皆様におかれまして、お誘い合わせの上、お近くの会場に足を運びいただきますように、よろしく願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

島会長：連絡も含めてございました。

委員の皆さんから何かご発言。

はい、どうぞ。

野本委員：野本でございます。

2点ほどお尋ねをいたしますが、1点目は今、事務局の方からお話のとおり、この協議が整い次第、住民説明会に入るわけですけれども、風連側の議会サイドで住民懇談会をやっておりますけれども、住民に向けての先程ダイジェストのミニ版の発行も含めたお話がございましたので、よりわかりやすいこれからまさしくこの議論が住民の主たるステージで議論されるわけですから、くれぐれも判断素材としてふさわしいわかりやすい広報の配布に向けて、ご配慮をいただきたいのが1点でございます。

それから、もうひとつ、今もお話のように、大体今日をもちましてこの協議会規約の3条に基づきますこの協議会が担任する事務につきましても、おおよそのめどがついたのかなということで、1月にも会議があるようでございますが当初のスケジュールでは、この協定書が整いまして、来年の4月に新市の準備室が設置と同時にこの協議会が廃止というスケジュールになってございますが、それ以降、10カ月余りの間、もし仮に双方に更なる協議を必要とする場合のそういった協議のあり方等についての考え方を最後にお尋ねをいたします。

島会長：幹事会。

今幹事長：1点目の住民向け説明会に、よりわかりやすい資料ということでございまして、私どもも心がけたいと思っております。

2点目の協議会の今後のあり方でありまして、先程、中西の方から報告いたしまして、協議書の案件を協議をいただく1月末、これでほぼ審議が終了ということになります。

その後のことではありますが、スケジュール表では一応協議会は解散と、こういうふうになってございますけれども、それから合併までの間、先程お話がありました調整、或いは協議の必要が生じてくる場合もあるかもしれないということでございまして、各協議会の例を参

考にさせていただきますと、議決時点で解散をする場合と、それから協議会を存続をされていて、今回協議した場合の変更や、或いは新たな協議をお願いする場合があるということで、存続をさせていく場合、両方ございます。これは少し私ども両市町が、或いはまた運営小委員会と相談をさせていただきますして、合併協議会の存続廃止の時期について、はっきりした方針を打ち出してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

島会長：よろしいでしょうか。

ほかに発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

## 5. 閉 会

島会長：それでは、本日の会議の閉会に当たりまして、柿川副会長さんの方からご挨拶を申し上げて、今日の閉会とさせていただきますが、よろしくお願ひします。

柿川副会長：それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思ひますが、本日は大変長時間にわたりまして、熱心な論議をいただきまして、先程からお話がございますように、この協議会としての大きな山場を越したということに相なろうかと。あとはこれからこれを土台にして、住民の理解を得られるような説明会をやらなければならない次の段階に入ったと。それを住民の合意が得られなければ、どんな立派な計画書ができて、これは絵にかいたぼた餅に終わるわけでございますから、何としても皆さん方のお力をいただきながら、新市の建設に向かって全力投球をして、そして住民も良かったと言う新たな自治体ができるような方向を目指して頑張っていかなければならないということをお願ひしております。

ただ、風連と名寄においては、ちょっと立場が違うということで、風連の町民にしてみれば、何となく仕方がないのだなと、時代だと思ひながらも、寂しさはぬぐい切れないものが実感として、近くなればなるほど感じてきておるのが私自身あるわけでございます。

そういったことをこの機会に乗り越えて、本当に新生名寄市として、風連の皆さんも一緒になって、この地域の発展のために新しい自治体が誕生するかどうかという正念場を迎えるのではないのかなということで、責任の重大さを感じておるわけでございます、今後とも皆さん方の英知の結集、努力によって実現できればと考えております。

本日は本当に長時間ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

第4回 風連町・名寄市合併協議会会議録について、正確であることを証明するため、ここに署名する。

風連町・名寄市合併協議会 委 員

風連町・名寄市合併協議会 委 員